⑵　②の欄は、当該申請に係る無線局の無線設備を設置しようとする区域を全て記載すること。ただし、移動する無線局にあつては、移動範囲を記載することとし、「東京都及び神奈川県」のように記載すること。

⑶　③の欄は、次によること。

ア　周波数及び周波数ごとの空中線電力を記載すること。

イ　周波数については、当該申請に係る無線局の無線設備が使用する周波数を全て記載すること。

ウ　空中線電力については、当該申請に係る無線局の無線設備が送信に際して使用できる最大の空中線電力を全て記載すること。

⑷　④の欄及び⑤の欄は、現に登録を受けている無線局について記載すること。

⑸　⑥の欄は、施行規則第９条の規定による登録の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。

⑹　⑧の欄は、次によること。

ア　２の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

イ　その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

８　４の欄は、次によること。

⑴　法第103条の２第14項に該当する場合は、記載を要しない。

⑵　電波利用料納入告知書について、１の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注５に準じて記載すること。

９　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

10　申請書の用紙は、日本工業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

［削る］

別表第一号の五　無線局の再登録申請書の様式（第25条の14第２項及び第25条の19第２項関係）

収入印紙

無線局（再　登　録／包括再登録）申請書（注１）

年　　月　　日

（何）総合通信局長（注２）殿

申請者（注３）　住　所（ふりがな）

氏名又は名称（ふりがな）　　㊞

下記の無線局の再登録を受けたいので、（無線局免許手続規則第25条の14第１項／無線局免許手続規則第25条の19第１項）の規定により申請します。